

# 道路運送車両法の一部を改正する法律

(平成一四年七月一七日法律第八九号)

## 一、提案理由(平成一四年五月一七日・衆議院国土交通委員会)

扇國務大臣 ただいま議題となりました道路運送車両法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国の自動車保有台数は、今日、七千六百万台を超え、自動車は国民各層に普及し、まさに国民生活に欠くことのできないものとなっています。私どもは、こうした現状を踏まえ、自動車に関する諸課題に適切に取り組み、自動車に関する安全確保と環境保全が十分に図られ、時代の要請に対応した自動車社会が形成されるよう努めなければなりません。そのためには、最近における自動車の技術進歩や使用実態の多様化などの状況を踏まえ、諸制度の見直しを適切に行うことが必要です。

具体的に申し上げますと、自動車の登録制度等を、新たに整備される使用済み自動車のリサイクルシステムと整合がとれ、運行停止後に輸出に回る自動車の実態も明らかとなる仕組みに改め、これにより年間約五百万台に上る使用済み自動車が不法投棄されることなく、自動車のリサイクルが促進されるようにすることが必要となっています。

また、悪質な不正改造車が自動車交通における安全上の問題や騒音等の公害の発生をもたらす大きな問題になっていることから、こうした不正改造車の取り締まり強化に対する社会的要請に適切にこたえていかなければなりません。

さらに、自動車の設計や製作の過程に起因するふぐあいが発生した場合に自動車メーカー等が修理、回収を行う自動車リコール制度についても、近年、社会的に大きな問題となったリコール違反事件が発生したことを踏まえ、リコールの実施をより確実なものとするための措置を講じるとともに、チャイルドシート等のいわゆる後づけ装置の大量普及等の状況に対応して、後づけ装置に関するリコール制度を導入する必要性が生じています。

このほか、規制改革推進三カ年計画に基づき整備管理者の選任を義務づけている範囲を見直すなど、自動車の技術進歩や使用実態の変化を踏まえ、道路運送車両の保安及び環境保全を適切に図っていく必要があります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第でございます。

次に、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、自動車の抹消登録制度等について、自動車の不法投棄を防止するとともに、そのリサイクルを促進する観点から、当該自動車在使用済み自動車の再資源化等に関する法律に規定する手段により解体されたことを確認した上で抹消登録等を行うこととし、あわせて、輸出に係る抹消登録等の制度を整備することといたしております。

第二に、整備管理者の選任義務について、自動車の技術進歩、使用実態の変化等を踏まえ、整備管理者の選任を義務づけている自動車の範囲を、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とするものに限定することとし、資格要件については国土交通

省令で定めることとしております。

第三に、不正改造車に対する整備命令手続について、不正改造車を撲滅するためにその手続を強化するとともに、不正改造等の行為そのものを禁止する規定を設けることとしております。

第四に、自動車リコール制度について、自動車製作者等による欠陥車の修理、回収が確実に行われるようにするため、リコール命令権の創設及び罰則の強化を図るとともに、後づけ装置に関するリコール制度を整備することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨でございます。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

## 二、衆議院国土交通委員長報告（平成一四年五月二八日）

久保哲司君 ただいま議題となりました道路運送車両法の一部を改正する法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における自動車をめぐる経済社会情勢の変化に対応し、所要の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する手段により自動車が解体されたことを確認した上で抹消登録等をするなど、自動車の解体及び輸出に係る抹消登録制度等を整備すること、

第二に、整備管理者の選任を義務づけている自動車の範囲を、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とするものに限定すること、

第三に、自動車の不正改造等の禁止規定を新設すること、

第四に、自動車リコール制度について、リコール命令権の創設及び罰則の強化等を図ること  
等であります。

本案は、去る十四日本委員会に付託され、十七日扇国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十二日質疑に入りました。

質疑においては、自動車の不法投棄や盗難車の輸出を防止する観点からの抹消登録制度の具体的な改正内容、自動車リコール制度に対する国の関与のあり方等について議論が行われました。

同日質疑を終了し、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

## 三、参議院国土交通委員長報告（平成一四年七月一〇日）

北澤俊美君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、自動車のリサイクルの促進及び不法投棄防止の観点から、自動車の解体及び輸出に係る抹消登録制度等を整備するほか、自動車のリコールの実施をより確実にするため、リコール命令権の新設及び罰則の強化を行うとともに、自動車の不正改造等の禁止規定の新設、整備管理者の選任義務の緩和等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法改正の理由とその背景、抹消登録制度の整備とその効果、不法投棄防止対策、リサイクルの促進、不正改造車に対する取締りの強化、リコール制度の充実強化、事故の調査分析体制の充実強化、その他について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。